

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。

##### イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

##### ②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

##### ②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③出資金

ア. 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年

工作物 5年～60年

物品 3年～20年

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

##### ③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合に実質価額と取得価額との差額を計上しています。

##### ②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上

##### ③退職手当引当金

当年度の期末要支給額に相当する金額を計上しています。

##### ④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する

将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上します。

##### ⑤賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、

それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (6) リース取引の処理方法

##### ①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア. 以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

##### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（大月市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んで

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額及び見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下、または明らかな修繕であるときに費用として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当事項なし

3. 重要な後発事象

該当事項なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位:千円)

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
	0	0		
計	0	0	0	0

(2) 係争中の訴訟等

該当事項なし

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

大月短期大学特別会計

②地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

③千円未満を四捨五入して表示しているため、合計額が一致しない場合があります。

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	-
連結実質赤字比率	-
実質公債費比率	15.0%
将来負担比率	60.30%

⑤利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

0千円

⑥繰越事業に係る将来の支出予定額

77,328千円

(2) 貸借対照表に係る事項

①減債基金に係る積立不足額

-

②基金借入金（繰替運用）

-

③地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,932,391千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,075,377千円
将来負担額	22,098,889千円
充当可能基金額	17,961,591千円
特定財源見込額	1,527,194千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	10,458,915千円

④地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

0千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

1,329,929千円

②既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	15,163,344千円	14,572,913千円
繰越金に伴う差額/基金積立	-766,028千円	0千円
相殺に伴う差額	0千円	0千円
資金収支計算書	14,397,315千円	14,572,913千円

②資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,901,771 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	216,409 千円
未収債権額の増加(減少)	△ 9,750 千円
減価償却費	△ 3,455,073 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△ 4,743 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	△ 22,981 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△ 3,424 千円
資産除売却益(損)	△ 2,255 千円
その他の資産・負債の増減額	△ 574,109 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△ 1,954,156 千円

③一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000,000千円
一時借入金に係る利子額	0千円

④重要な非資金取引

重要な非資金取引以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産および負債の額 0千円